

今月のトピックス

サバアジ鯖っ と鮓まつりに6千人!!

湯浅水産物商業協同組合・中紀釣船業協同組合



10月3日(日) 湯浅町港周辺において、「ゆあさの鯖^{サバ}っ^{アジ}と鮓まつり」が開催されました。

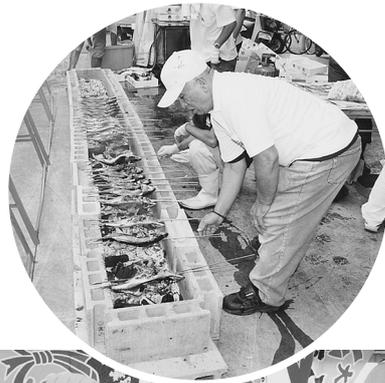
今回で4回目となるこのまつりは、県内外の方々に、湯浅の美味しいアジ・サバをPRしようと、観光協会などでつくる実行委員会が主催、組合が参加しています。

湯浅水産物商業協同組合によるグルメフェアでは、その日水揚げされたアジ・サバがすぐにさばかれ、新鮮なサバのにぎりやアジの刺身、サバの丸焼きに長蛇の列ができていました。

また、中紀釣船業協同組合による船釣り大会では、約160名の参加者がアジ・サバの釣果を競いました。

組合の方に話を聞くと、「湯浅と言えば醤油や金山寺味噌が有名ですが、脂の乗った美味しいアジ・サバを知ってもらって、お客さんが増えてくれれば。負担は大変ですが、こういうイベントはやっていかないとね」と話されていました。

当日はその他にも、特産物フェアやフリーマーケットなど様々な催し物が行われ、約6千人の来場者はまつりを大いに満喫しました。

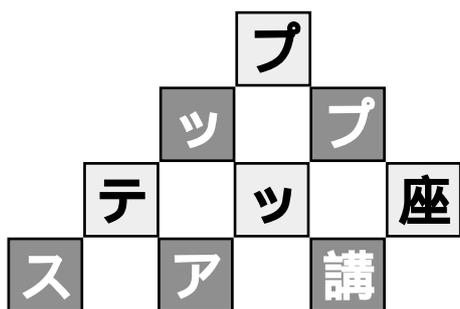


湯浅水産物商業協同組合

TEL 0737-63-2237

中紀釣船業協同組合

TEL 0737-63-3333



知っておこう

PART

今回は、知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権について説明しました。今回は、残りの 不正競争防止法による

保護、 著作権を紹介します。また、「知的財産基本法」の施行など、近年見られる知財重視の動きについて説明しようと思います。

知的財産権の概要

・知的財産権の種類～つづき～

不正競争防止法による保護

不正競争防止法とは、文字通り「不正競争」を防止することで、社会の秩序を維持し国民経済の健全な発展に寄与しようという法律です。不正競争防止法では、いくつかの不正競争の類型が規定されています。

例えば、他人の商品等表示として需要者に広く知られているものと同一又は類似の商品等表示を使うなどして、その他人の商品等と混同を生じさせる行為や、他人の商品形態を複製（いわゆるデッドコピー）する行為などがあります。また、製造ノウハウのような営業秘密（トレードシークレット）を不正に（例えば、窃取や詐欺、強迫などで）取得する行為も不正競争とされます。この他、デジタルコンテンツの無断コピー等を防止するためのコピープロテクトを無効化する機能のみを有するプログラムが組み込まれた機器等を提供する行為なども不正競争として規定されています。

不正競争防止法による保護としては、まず差止請求権が認められています。つまり、不正競争によって営業上の利益を侵害された人又は侵害されるおそれがある人は、不正競争行為をしている又は不正競争行為をするおそれがある人に対して、侵害の停止又は予防を請求することができます。また、損害賠償請求権も認められており、不正競争によって生じた損害の賠償を

請求することができます。

著作権

著作権は、最も身近なものではないでしょうか。“ Copyright (C) 2004 XXXXXX All Rights Reserved.” や©という表示を見たことがあると思います。しかし、これだけ身近にありながら、ややこしくて分かりづらい面があるためか、その実態はあまり知られていないようです。

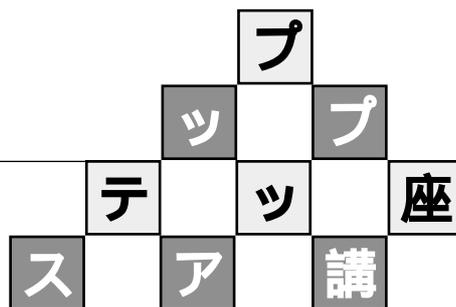
著作権とは

著作権は、著作物を創作した人（著作者）が持つ権利です。「著作物」とは、著作権法で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。難しく書いていますが、具体的には、小説や歌、写真や映画、彫刻、絵画のような美術品などです。この定義に当てはまるものは著作物になります。したがって、小学生の書いた絵日記も著作物になりえます。すなわち、その小学生は著作者であるといえ、絵日記についての著作権を有していることになります。

広い意味での「著作権」（広義の著作権）は、「著作権」（狭義の著作権）、「著作者人格権」、「著作隣接権」などに分類されます。

知的財産権

岩永特許事務所 弁理士 渥 美 元 幸



狭義の著作権

狭義の著作権の代表例は、著作物を複製する権利（複製権）です。著作権が「コピーライト」といわれる所以は、ここにあります。複製権とは、著作者だけが著作物を複製することができるというものです。例えば、先生が小学生の書いた絵日記を無断でコピーすることは、著作権侵害といえます。

著作者人格権

著作者人格権には、未公表の著作物を公開するかどうかを決定する権利（公表権）、著作物を公表する際に著作者の名前を表示する権利または表示しない権利（氏名表示権）、著作物の同一性を保持する権利（同一性保持権）があります。同一性保持権とは、著作者の意に反して著作物の改変を受けないとするものです。先の例に当てはめると、絵日記の出来がいいので、先生が生徒に無断で市の絵日記コンクールに出品することは、公表権の侵害になり、無断で絵日記に修正を加えることは同一性保持権の侵害になってしまいます。狭義の著作権は他人に譲渡することができますが、著作者人格権は、著作者固有の権利であり、他人に譲渡することができません。

著作隣接権

著作隣接権は、著作者ではなく、著作物を公衆に伝達する実演家（歌手や俳優など）やレコード製作者、放送事業者などに与えられる権利です。実演家の権利としては、実演家の許諾を得ずに実演を録音・録画することができないとするもの（録音権・録画権）があります。なお、最近になって実演家にも、実演家人格

権として氏名表示権と同一性保持権とが認められることになりました。また、放送事業者（テレビやラジオの放送局など）の権利としては、放送事業者の許諾を得ずに放送を録音・録画することによって複製してはいけないというもの（放送事業者の複製権）があります。あれ？と思いませんか。普段、ビデオにテレビ番組を録画していますよね。著作権侵害になってしまうのでしょうか？答えは、Noです。

著作権の制限

著作権法では著作権の制限として、私的使用のための複製については著作権の効力が及ばないとしています（著作権法第30条）。私的領域まで束縛されると窮屈すぎるからです。といっても、録画不可の番組のコピーガードを解除して録画することは著作権の侵害となります。また、テレビ番組を録画したテープを販売することは、もはや私的使用とはいえないので著作権侵害に該当します。

著作権は登録しなくても発生する

著作権は、特許権のように特許出願という手続や登録手続を経て発生するものではなく、著作物を創作したときに発生します（無方式主義）。先に述べた©の表示が著作権の発生に必要なだと思っている方もいますが、そうではありません。10数年前まで、米国では登録手続を経て著作権が発生するという方式主義が採用されていたので©の表示が重要視されていましたが、方式主義を採用する国が少なくなっていることから、©の表示の必要性は希薄になっているといえます。なお、著作権は、文化庁に登録を申請して著作権登録を受けることもできます。この登録制度は、著作権の

発生とは無関係で、著作権を他人に譲渡する際の取引の安全を確保するためのものです。また、著作権の有

効期間は、一般的に、著作者の死後50年までですが、著作物の公表後50年とされる場合もあります。

知財重視の時代 ~ プロパテント時代 ~

ここまで、知的財産権の概要について説明してきました。では、なぜ最近になって「知的財産」や「特許」という言葉が取り沙汰されるようになったのでしょうか。

政府の動き

現在のわが国の経済状況は、長い不況下からの脱却を図ろうとしているところです。金融政策なども景気回復のための一つの方策ですが、知的財産政策もその中で重要な位置を占めていると考えられています。その証拠に、産業の国際競争力の強化、日本経済の活性化には研究活動等の成果を知的財産として保護および活用することが重要であるとして、内閣総理大臣が知的財産戦略会議を開催しています。つまり今の日本では、国を挙げて知的財産を厚く保護しようとする機運が高まっており、そのため知的財産に対する意識も強まっているのです。

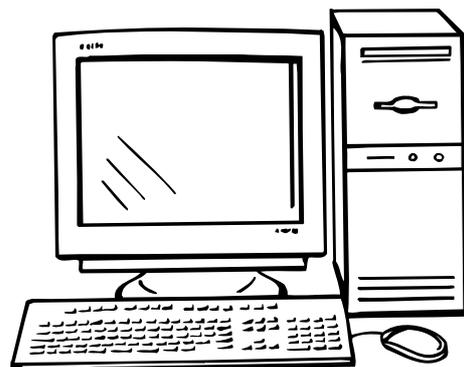
このように、政府が知的財産を重視する政策を打ち出したのは、米国の影響があるように思います。というのは、1980年代に米国は、それまでの独占禁止法の実施を優先する政策（アンチパテント政策）から特許などの知的財産の保護を厚くする政策（プロパテント政策）に移行したことで、国際競争力の強化および経済成長を実現してきたからです。

企業の動き

1990年代中頃までは、日本企業の知財に対する意識も弱いものでした。企業が特許を取る目的は、他の企業に特許を取られると困るからという防衛的なものが多く、特許権を行使するという積極的な権利の活用をする企業は少数でした。しかしながら、知的財産の保護・活用で国を立て直そうという「知財立国」のスローガンを政府が掲げたことで、企業の知財戦略も積極的な姿勢に変わりつつあります。

このような官民一体で知的財産を有効活用しようとする動きが、近年とりわけ「知的財産」や「特許」という言葉を目にするようになった理由です。

今回は、特に中小企業の方に有用な最新情報を紹介し、知財戦略の導入の勧めを説きたいと思います。



施策情報

パートタイム助成金の支給

パートタイム労働者の雇用管理改善等を促進し、福祉の増進に資することを目的として、助成金の支給業務を行っています。

助成対象は、各都道府県労働局長の指定・改善計画の認定を受けた中小企業事業主（モデル事業主）および中小企業事業主団体で、それぞれ下記の内容で助成金が支給されます。

■ ■ モデル事業主助成金 ■ ■

(1) 改善計画作成経費（初年度に1回だけ助成されます）

改善計画は、パートタイム労働法および指針の趣旨に沿った計画であり、かつ(2)の雇用管理改善実施経費一覧表のメニューのうち少なくとも3つについて制度を導入することが必要です。

中規模事業主（30人以上） 15万円 小規模事業主（29人以下） 20万円

(2) 雇用管理改善実施経費（3年度の間助成されます）

雇用管理改善実施経費一覧表

メニューの種類	中規模事業主(30人以上)	小規模事業主(29人以下)
1. 雇入時健康診断の実施	2,400円	3,600円
2. 定期健康診断の実施	2,400円	3,600円
3. 人間ドックの実施	3,500円	5,200円
4. 生活習慣病予防検診の実施	1,300円	2,000円
5. 基礎的な知識習得のための講習の実施	1,400円	2,100円
6. 団体生命保険料、傷害保険料、共済掛金の負担	4,000円	6,500円
7. 通勤に関する便宜供与	8,600円	12,400円
8. キャリアアップ制度の導入	120,000円	150,000円

(注) 1～5はパートタイム労働者1人・1回当たり助成金上限額
6～7はパートタイム労働者1人・年間当たり助成金上限額

1～7はパートタイム労働者の人数分を支給
8は3年度の間1回限り定額を支給

■ ■ 事業主団体助成金 ■ ■

中小企業事業主団体に対しては、パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数および事業の実績に応じて、1年度当たり600万円～1,000万円を上限として3年度の間助成されます。

実施事業の内容は、パートタイム労働者の労働条件の適正化・雇用管理の改善を図るために必要な調査の実施、講習会・相談会の開催、マニュアルの作成、パートタイム労働者に対する健康診断の実施等となっています。

財団法人 21世紀職業財団 本部〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL 03-5276-3693
URL : <http://www.jiwe.or.jp> FAX 03-5276-3705

お問い合わせは和歌山地方事務所へ 073-475-1765

和歌山県最低賃金が決定しました

「職場を支えるあの人の
最低賃金はいくら？」

和歌山県最低賃金

1時間 645円

(発効年月日 平成14年10月1日)

平成16年度の和歌山県最低賃金は、改定されませんでした。

ご不明な点は和歌山労働局労働基準部賃金室
(Tel 073-422-2174) または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

新職務発明制度説明会の開催について

来年4月に施行される新職務発明制度においては、職務発明の対価の支払いについて、その内容よりもむしろ手続きが重視されます。

特許庁及び近畿経済産業局では、企業等において職務発明の対価の支払いに関する規程等を整備される際にどのような手続きを行えばよいのかについて、参考となる手続事例集を作成しています。そして、新職務発明制度を広く一般に周知・普及することを目的として、手続事例集を用いながら新職務発明制度に関する説明会を開催します。

説明会の参加費は無料です。参加者には特許庁作成の手続事例集を配布しますので、この機会に、ぜひご参加下さい。

主催 特許庁・近畿経済産業局

参加費 無料

講義内容

企業等において職務発明の対価の支払いに関する規程等を整備される際にどのような手続きを行えばよいのかについて、参考となる手続事例集を用いて説明を行います。

説明は、特許庁職員及び弁護士が行います。

説明会参加者には、当日、特許庁作成の手続事例集を配布いたします。

開催期日 平成16年12月8日（水）

時間 13：30～15：30

開催地 大阪

開催会場 大阪府立労働センター
(エルおおさか)

会場住所 大阪市中央区北浜東3-14

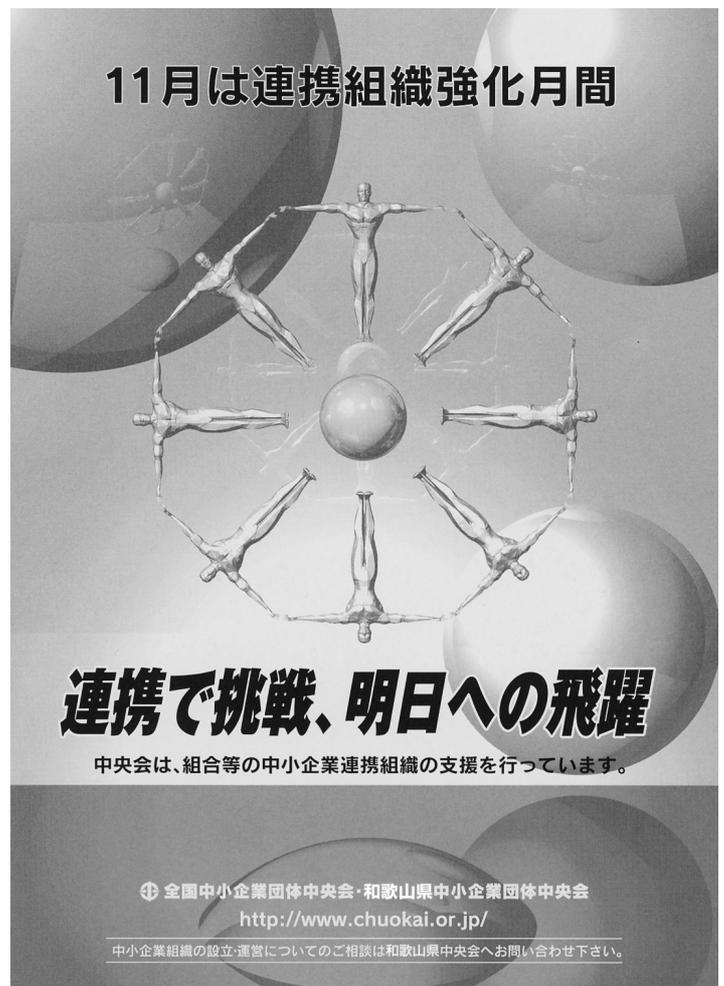
定員 800名

申込方法 説明会当日、直接会場にお越し下さい。

その他 全国の説明会開催日程については特許庁ホームページをご覧ください。

説明会：http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/syokumu_setumei.htm

テキスト：http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/syokumu_zirei.htm



11月は連携組織強化月間

連携で挑戦、明日への飛躍

中央会は、組合等の中小企業連携組織の支援を行っています。

Ⓜ 全国中小企業団体中央会・和歌山県中小企業団体中央会
<http://www.chuokai.or.jp/>

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は和歌山県中央会へお問い合わせ下さい。



魅惑の旅！！

人に優しい紀州路の宿

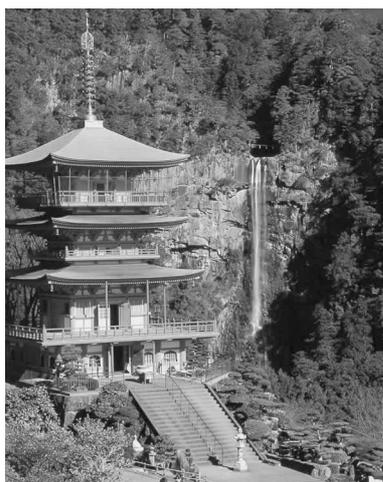
～ 和歌山県旅館生活衛生同業組合 ～

プロフィール

戦前から県下の各地に任意組合があり、戦時中（昭和19年5月）に和歌山県旅館組合連合会として発足。健全で快適な余暇を提供するため、近代的な経営振興の推進・サービスの向上を図っています。



業界近況（現在の活動状況）について



21世紀の旅館・ホテル業は、リーディング産業としての役割と責務を自覚し、観光立県「高野・熊野（世界遺産）」をステップに、集客増進・拡充強化（外国人客の受け入れ体制づくり）と経営改善（外国語のパンフレット・冊子）等でPRの推進を図り、同志が一丸となってサービスのネットワーク化に努めています。

温泉街では、特に大浴場と家族風呂には手摺りや介護椅子の完備をし、高齢者・障害者に優しく不安なく入浴して頂けるような配慮をする旅館・ホテルも多くなりました。

特筆すべきサービス

美しい日本・素晴らしい紀州路の魅力を、歴史・文化の明確化により観光交流を通じてアピールし、外国も視野に入れた観光戦略を展開しています。安

全で衛生的であり、なおかつ快適で質の高い宿泊サービスを行い、個々の旅館・ホテルでは顧客のニーズに応じた細やかなサービスの提供に努めています。



組合PR

当組合は、皆さんに愛される“人に優しい宿”であるべきです。特に近年は、「高齢社会・福祉社会」に対するバリアフリー事業に取り組んでいます。

旅館・ホテルの基本理念、マネジメントやサービスのあり方などを修得するとともに、多彩な活動の展開に成果が得られるよう、常に理事長を筆頭に新たなテーマに向け励む組合員たちです。

組合所在地 〒640-8241 和歌山市雑賀屋町東ノ丁64
TEL 073-431-1366
FAX 073-431-1367
URL <http://www.yado-wakayama.com>
E-mail info@yado-wakayama.com
設立年月日 昭和33年3月19日
組合員数 315軒

中小企業景況調査報告

(平成16年度第2四半期分)

調査時点 平成16年9月5日

調査対象期間 平成16年7月～9月

中央会では、中小企業の景気の現況と先行きを総合的に把握することを目的として中小企業景況調査を実施しています。以下に掲げるのは、本年7月～9月期を対象期間とした調査結果の報告です。

全国における経営上の問題点

製造業、卸売業、サービス業では「需要の停滞」が第1位に挙げられている。建設業では「官公需要の停滞」が第1位になっており、小売業では「大・中型店の進出による競争の激化」が第1位になっている。

第2位には、製造業では「製品(加工)単価の低下・上昇難」、建設業では「請負単価の低下・上昇難」、卸売業では「販売単価の低下・上昇難」、小売業では「需要の停滞」、サービス業では「利用者ニーズの変化への対応」がそれぞれ挙げられている。

	今期直面している経営上の問題点				
	1位(%)	2位(%)	3位(%)	4位(%)	5位(%)
製造業	需要の停滞 30.0	製品(加工)単価の低下・上昇難 17.7	原材料価格の上昇 13.5	製品ニーズの変化への対応 10.8	生産設備の不足・老朽化 6.0
建設業	官公需要の停滞 34.6	請負単価の低下・上昇難 22.6	民間需要の停滞 16.2	材料価格の上昇 6.4	大企業の進出による競争の激化 5.8
卸売業	需要の停滞 40.7	販売単価の低下・上昇難 10.8	大企業の進出による競争の激化 9.4	仕入単価の上昇 7.6	小売業の進出による競争の激化 5.9
小売業	大・中型店の進出による競争の激化 29.3	需要の停滞 18.6	購買力の他地域への流出 16.6	消費者ニーズの変化への対応 10.6	同業者の進出 6.2
サービス業	需要の停滞 28.5	利用者ニーズの変化への対応 21.7	新規参入業者の増加 11.4	利用料金の低下・上昇難 10.0	大企業の進出による競争の激化 8.5

	調査対象企業数	有効回答企業数	有効回答率(%)
製造業	5,556 (29.4)	5,262 (29.7)	94.7
建設業	2,369 (12.5)	2,218 (12.5)	93.6
卸売業	1,403 (7.4)	1,280 (7.2)	91.2
小売業	5,899 (31.4)	5,574 (31.4)	94.5
サービス業	3,653 (19.3)	3,408 (19.2)	93.3
合計	18,880 (100)	17,742 (100)	94.0

注：()内は構成比(%)

和歌山県における経営上の問題点

製造業、卸売業では「需要の停滞」が第1位に挙げられている。建設業では「官公需要の停滞」と「請負単価の低下・上昇難」が第1位になっており、小売業では「大・中型店の進出による競争の激化」が第1位になっている。

全国との相違で注目すべきは、サービス業で「利用者ニーズの変化への対応」が第1位に挙げられていることである。

	回答企業数
製造業	78
建設業	32
卸売業	7
小売業	89
サービス業	49
計	255

	今期直面している経営上の問題点				
	1位(%)	2位(%)	3位(%)	4位(%)	5位(%)
製造業	需要の停滞 43.6	製品ニーズの変化への対応 15.4	製品(加工)単価の低下・上昇難 14.1	原材料価格の上昇 生産設備の不足・老朽化 6.4	
建設業	官公需要の停滞 請負単価の低下・上昇難 31.3		民間需要の停滞 15.6	大企業の進出による競争の激化 熟練技術者の確保難 6.3	
卸売業	需要の停滞 42.9	大企業の進出による競争の激化 小売業の進出による競争の激化 14.3			メーカーの進出による競争の激化 その他
小売業	大・中型店の進出による競争の激化 30.3	需要の停滞 24.7	購買力の他地域への流出 20.2	消費者ニーズの変化への対応 9.0	販売単価の低下・上昇難 4.5
サービス業	利用者ニーズの変化への対応 22.4	需要の停滞 20.4	店舗施設の狭隘・老朽化 16.3	新規参入業者の増加 8.2	利用料金の低下・上昇難 他 6.1

「和歌山くみあい祭り」 開催のお知らせ

和歌山県中央会では、下記日程で「和歌山くみあい祭り」を開催し、専門家集団である組合の重要性と組合員である中小企業の魅力や特色をご覧頂くと共にブロの知恵やノウハウを体感して頂きます。

開催日：平成17年3月12日(土)、13日(日)の2日間
10:00~16:30(13日は16:00迄)

会場：和歌山市紀三井寺856

(財)和歌山地域地場産業振興センター1F展示場

内容：

組合及び組合員企業の製品・商品等の展示、販売

組合成果事例等のDVD放映

伝統工芸、専門技術を紹介する実演・体験コーナー

その他：組合制度に関する相談、年金等の無料相談コーナー

出展申込締切り 平成16年12月15日まで

問い合わせ先 和歌山県中央会

連携支援部支援第1課(増井、寺本)

TEL 073-431-0852

中央会だより



組合法・団体法施行記念式典開催

全国中央会では、10月21日（木）、港区赤坂の東京全日空ホテルにおいて、「中小企業等協同組合法」施行55周年並びに「中小企業団体の組織に関する法律」施行45周年記念式典を開催しました。

優良組合及び組合功労者には経済産業大臣賞表彰、国土交通大臣賞表彰、などの各大臣賞、中小企業庁長官表彰の授与、又、組合専従優良職員に対して全国中小企業団体中央会会長表彰が行われました。和歌山県関係では次の方々が栄えある受表彰者となりました。



おめでとうございます。

《組合法関係》

経済産業大臣賞：優良組合

和歌山木工センター協同組合

国土交通大臣賞：組合関係功労者

和田 俊夫

（和歌山県個人タクシー協同組合理事長）

中小企業庁長官賞：優良組合

和歌山市管工事業協同組合

中小企業庁長官賞：組合関係功労者

崎山 善三

（赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合理事長）

《団体法関係》

経済産業大臣賞：組合関係功労者

池田 孝之

（和歌山県板金工業組合理事長）

中小企業庁長官賞：組合関係功労者

小林 史郎

（和歌山県菓子工業組合理事長）

《全国中央会会長表彰：

組合専従優良職員（組合法）関係》

安田 一誠（協同組合ラテスト事務局長）

村上 郁代（勝浦第一海産物協同組合）

大西 和子（勝浦魚商協同組合）

田中 和子（御坊市商業協同組合）

柳本 敦紀（和歌山地区自動車整備協同組合事務局長）

米田 武文

（紀北自動車整備協同組合事務局長）

中前 久美（海南特産家庭用品協同組合）

《全国中央会会長表彰：

組合専従優良職員（団体法）関係》

丸山 恵里

（和歌山県生コンクリート工業組合事務課長）

源尾紀日出

（和歌山県電気工事工業組合事務局長）

平畑 保次

（和歌山県自動車整備商工組合事務局次長）

65歳継続雇用達成事業

～ 第2回達成会議サンピアで開催～



9月27日（月）西高松の「ウエルサンピア和歌山」において65歳継続雇用達成事業第2回達成会議を開催しました。

65歳継続雇用実態調査アンケートの中間報告等詳細に説明される中、委員の方々の熱心な検討審議が行わ

消費税研修会を 開催！

10月13日（水）（社）和歌山県自動車整備振興会を対象にグランヴィア和歌山において消費税研修会を開催しました。

消費税の制度改正に伴う円滑転嫁への対応のため、藤島税理士を講師に、様々な課税ポイントを解説。自動車整備業界においても必須となる円滑対応の方法が詳細に説明されました。



“ 高齢者雇用フェスタ2004 ”

～ 東京ドーム～

高齢者雇用に関する社会全体の意識の熟成に向けて「高齢者雇用フェスタ」が開催されました。



10月4日（月）会場となった東京ドームには「雇用・就業」「自己実現」「社会貢献」の3つのゾーンの



展示ブースを設置、数々のイベントフォーラムも行われ、多数の来場者で賑わいました。

会員だより

華道・茶道でパワフル婦人部自主研修！！

華道と茶道をそれぞれ月1回、和気あいあいと自主研修しているのは、田辺市卸商協業化協同組合婦人部の方々です。

外部から講師を招聘せずに花代や茶菓子などの実費を出し合いながらの研修会に取り組み始めたのが今年の3月から。

日頃の結束力と何事にも熱心な取り組み姿勢が部員間の更なる向上心と結びつき、又、婦人部メンバーの中に華道と裏千家茶道



に精通した方が居たことから研修会へはスムーズに進展した。

毎月の研修当日は、文化サロンのような楽しい雰囲気の中で12名のメンバーも大いに心待ちにするほどです。

組合の活性化、ひいては地域活性化への進展と女性陣の活躍はとどまるところを知らないようです。

田辺市卸商協業化協同組合
TEL0739-22-8830



自動車整備業界の 年に一度のお祭り！！

～2004 クルマ・ジャンボリー～

10月17日（日）近畿運輸局和歌山運輸支局において、和歌山地区自動車整備協同組合による、「2004 クルマ・ジャンボリー」が開催されました。

プロの整備士による愛車無料点検コーナー



では、50台の車がバッテリーやタイヤ回りなど点検項目について、細かくチェックを受けていました。

その他、仮面ライダーブレイドショーやガレージセール、大抽選会など様々な催し物が行われました。

当日は、（社）和歌山県自動車整備振興会による、子供達向けのアクセサリを手作りする魔法

プレートコーナーも設けられ、2千人を超える大勢の家族連れで賑わっていました。

和歌山地区自動車整備協同組合
TEL073-422-2040
社団法人和歌山県自動車整備振興会
TEL073-422-2466



会員HP紹介

平成15年度の中央会事業により、会員6組合がホームページを開設しました。
このページでは毎月2組合ずつホームページアドレスとトップページの紹介をしています。

紀州建築工房協同組合

URL <http://www.aikis.or.jp/~koubou/>

〒646-0217
田辺市城山台1番17号
TEL 0739-25-1004
FAX 0739-25-1047

地元大工さんで組織された組合で、紀州材を活用した木造住宅、シメール耐震工法の採用、責任施工ときめ細かなサービス、心遣いをモットーに地域ビルダーとしてのブランド力の形成を目指しています。

和歌山県シイタケ企業組合

URL <http://www.cosmo-field.com/>

〒643-0001
有田郡湯浅町山田1639
TEL 0737-64-1385
FAX 0737-64-1386

ハウスでのシイタケの栽培あるいは発光ダイオードで栽培したスウィートレタスの誕生など無農薬でビタミン豊富な野菜プラントが発進しました。

シニアパワーの活用

～65歳まで働ける社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることとなります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による 高年齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めるときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月

62歳

平成19年4月～平成22年3月

63歳

平成22年4月～平成25年3月

64歳

平成25年4月～

65歳

全国先進組合事例

鳥取県

新たな観光と食の拠点を創造する共同店舗「かろいち」

賀露中央海鮮市場協同組合

所在地 〒680-0905

鳥取市賀露町字西浜1757番
1283

電話番号 0857-38-8866

FAX番号 0857-38-8860

組合員数 5人

出資金 1,400万円

設立 平成11年4月

地区 鳥取市

主な業種 小売業、飲食業

組織形態 共同店舗組合

組合専従者 2人

専従理事 1人

URL <http://www.karoichi.jp>

市内最大の漁港を控え鮮魚を中心とした小売を行っていたが、行政の観光拠点構想に呼応して、鮮魚の販売と飲食が可能な共同店舗を建設し、地域の核店舗になりつつある

背景と目的

賀露港は古くからの漁港で、市の海産物の台所として著名なところであり、また海水浴場としても多くの人に利用されていた。しかし、観光的な要素はなく、次第に砂丘方面、白兔海岸に海水浴客が流れるため、数軒が鮮魚の販売を行っている状況であった。

取り組みの内容

平成13年に県が賀露地区内に観光拠点を目的とした「かに博物館」を建設する構想が浮上し、同施設には、民間施設の整備も含まれていたことから、地区内の鮮魚販売・飲食業者に共同店舗建設の機運が高まった。しかし、行政側の「かに博物館」構想が入場客数の不透明さ、予算上の問題から大幅に縮小したことから、共同店舗構想に賛同していた企業が相次いで撤退していった。残った組合員は4人となったが、新たな組合員と地区外の企業が提携して飲食店を創業し、組合に参画することにより、組合員5人で共同店舗建設に着手した。平成14年11月、1億8千万円を越す事業費を投下し、県東部の観光拠点に鮮魚販売の核店舗として、共同店舗「かろいち」を建設した。市の鮮魚の台所としてだけでなく、地場産業の一つであるカニを中心とした豊富な海産物を観光客に販売している。

成果

オープン以来、県内外から1年間に40万人近くが来場し、売上も当初目標の10億円に近づきつつある。新たな共同施設の建設により、中小鮮魚販売業者の活性化のみならず、地域全体の活性化が図られつつあり、今後、更なる発展が期待されている。



所在地 〒770-0823
徳島市出来島本町3-27-2
電話番号 088-653-0373
FAX番号 088-653-0939
組合員数 306人
出資金 860.6万円
設立 昭和37年3月

地区 徳島市他3市28町2村
主な業種 電気機械器具小売業
組織形態 非産地型商工組合
組合専従者 1人
専従理事 -
U R L -

職業能力開発校で人材育成の強化を行い、技術のプロ化、サービスの強化により地域への浸透を図り、地域電機店としての存在価値を生み出し、大競争時代に勝ち残る魁となる

背景と目的

地域電機店は、量販店間の競争激化、メーカーの流通体制の再編により、自立経営をより強く迫られており、時流や消費者ニーズの変化を的確に把握し、地域に密着した経営を強化する必要があった。組合員は、地域社会への密着度を更に深めるため、家電製品のみならず、住設、電気温水器の取付け、水廻り、電気工事等、周辺業務にも間口を広げることが重要になっていた。そこで、事業活動の中心となる第2種電気工事士の資格取得を目標に、職業能力開発校を開校し、従業員の資質向上を図ることとした。

取り組みの内容

県から職業能力開発促進法の認定を受け、職業能力開発校を設置、理事長が自ら校長を兼任し講師を勤めるなど、積極的に事業を推進している。研修計画は、理事長と事務局が作成し、運営委員会で検討する。講師については、テーマによって組合員から適任者を選定している。テーマの選定は、組合員の要望を重要視し、まず電気温水器の設置に必要な第2種電気工事士の資格取得に重点をおいて5年間進めてきた。平成13年度からは、時流の変化に伴い、LAN工事、パソコンの設置・取扱い、高所作業車取扱い認定などの講座を開講している。

成果

第2種電気工事士の資格取得については、平成8年度から12年度まで毎年度8～9名が合格し、延べ人数も40名に達している。13年度から実施した講座も受講者が多く、LAN工事（学科）73名、パソコン設置・取扱い110名、14年度は、LAN工事（実技）23名、そして15年度は、高所作業車取扱い認定44名（全員合格）となっている。また、具体的な数字は把握できていないが、この能力開発が、組合員の販売促進に大きく貢献してきたことは間違いない。





労使がお手伝いします。

地域の就職支援活動

平成16年10月1日より「無料職業紹介所」開設
事業者の方の求人登録をお待ちしています。詳しくは支援機構まで

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

連合和歌山
商工会連合会

経営者協会
中小企業団体中央会

商工会議所連合会

〒640-8227 和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.waroushi.jp>

● 製造業 ●

食 料 品	企業間格差が見られるものの、全体的に見て商品の荷動きは鈍い傾向にあります。景気回復の動きは見られず、相変わらず厳しい状況です。(梅干)
繊維・同製品	原材料の綿糸価格は下がっているが、景況は依然として低迷したままである。(ニット) 手袋については売れ行き不振。靴下については横這い。(手袋)
木 材・木 製 品	今月に入っても相変わらず受注が伸びず、各工場の稼働率も鈍い。特に関西圏の受注が鈍い。(建具) 業界は好転の兆しがありません。(建具) 8月末にて小売業1社の製材部門廃止。(田辺木材)
化 学 ゴ ム	原料価格の高騰による収益悪化の問題が大きくなってきている。製品に対する価格の転嫁は現在のところできていない。(化成品)
窯業・土石製品	地区により出荷減少。その他特に変化なし。(生コン)

● 非製造業 ●

小 売 業	青果物については数回の台風により品薄状態で高値が続いている。景況は全体的に低調。(日高市場) 異常気候で暑さが続き、秋物の売れ行きに影響した。(和歌山市) 相変わらずの状況が続いています。今月は週末の天気が悪かったので、秋物の出足もみだれています。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	観光は今、世界的な誘致競争時代に入っている。特に中国は日本叩き、韓国は冬のソナタ等で増客の推進を図っています。我が国では高野・熊野の世界遺産で日本向け航空便が増便されたとは一向に聞こえてこない。宣伝文化の違いをより深く追求すべきです。(旅館) 対前年同月比で、宿泊人員(97.4%)、総売上料金(98.9%)、1人当たり消費単価(101.5%)、総宿泊料金(94.1%)、1人当たり宿泊単価(96.6%)。1~9月の宿泊人員で見ると、15年は812,091人、16年は814,251人で2,160人の増(+0.3%)である。宿泊人員約200人弱の減については、台風等の影響によるもので、特に大きな要因はないものとする。(白浜旅館) 新車登録がやや上向き気味です。(田辺自動車)
建 設 業	工事件数の減少は継続中。工事案件を作り出すのに必死。(電気工事)
運 輸 業	収益状況が悪いのは燃料高騰によるものである。9月24日に日本道路公団とトラック事業協同組合が契約できるようになったことは大変喜ばしい。最後の詰めはこれからである。(和歌山市) ドバイ原油が40ドルをつけたのは史上初めて。原油は同じ中東産オマンとともにサウジアラビアなどが原油輸出価格を決める基準にしており、ドバイ原油の高騰はそのままわが国の原油輸入価格にはね返るが、国際石油市場での石油需給はタイト感が強く、9月28日ニューヨークで50ドルを突破しても先高感は消えていない。組合員はみかんの出荷を控えており、運賃も安く厳しい状況は続く。(有田トラック)

情報連絡員調査

9月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

2.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	↓	↓	↓	↓
	繊維同製品	↓	↓	→	→
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↑	↓	→	→
	窯業土石製品	→	↓	→	↓
	鉄鋼金属	↑	↑	↑	↑
	その他	↑	↓	→	↓
非製造業	卸売業	→	→	→	→
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
	建設業	↓	↓	↓	↓
	運輸業	→	↓	→	↓
DI 値		-27.5	-57.5	-30.0	-45.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

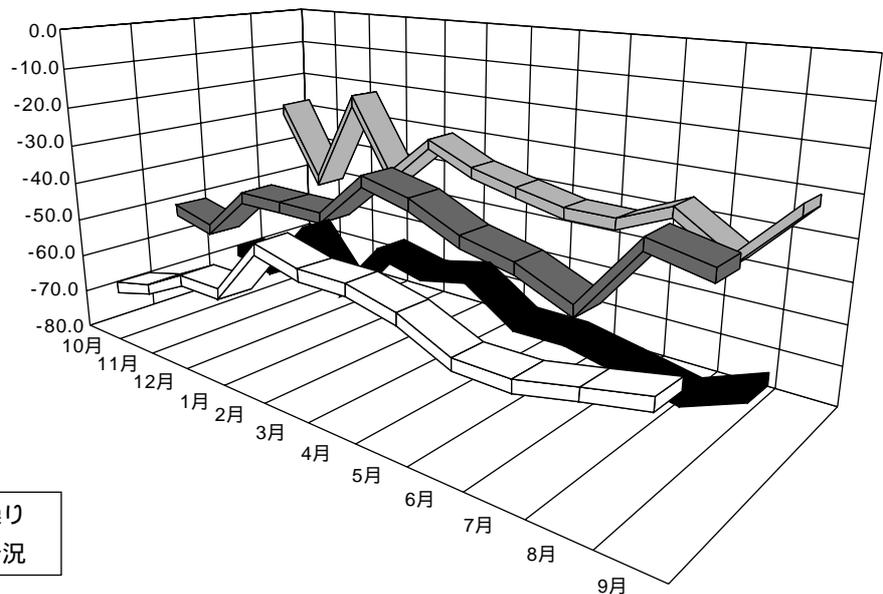
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス45.0ポイントであり、同8月調査と比べて2.5ポイント改善した。

同8月調査と比べ、「売上高」は12.5ポイント改善、「収益状況」は5ポイント改善、「資金繰り」は2.5ポイント悪化した。

9月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は16名、「悪化」との回答は21名で、「好転」との回答は3名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り
■ 収益状況 □ 業界景況

中小企業税制パンフレット差し上げます！！

平成16年度版中小企業税制パンフレット「上手に使おう！中小企業税制45問45答」
を無料で提供します。(限定50部)

中小企業庁が作成したこのパンフレットは中小企業者向けの税制措置について、わかりやすく具体的に説明したものです。

ご希望の方は、直接中央会まで取りに来ていただくか、組合名、郵便番号、住所、電話番号、必要部数等をご記入の上、郵便でお申し込み下さい。



経営者と従業員の福利厚生にピッタリ
和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心!
入院・通院は1日目から補償

毎月20日締切、
翌月1日補償開始



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

☎073-433-0591

中央会共済制度

マキシムR (逡増定期保険)

損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障

年金共済 (拠出型企業年金保険)

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます (個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806

FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円~300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金 (1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
"	2t超 27,000円

問合先 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)